



市民の声を市政に反映

# 杉森ひろゆき

市議会議員 ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行  
**699号** 2018年2月27日  
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8  
 TEL・Fax : 870-0335  
 携帯 : 090-5587-7693  
 Mail : sugimori@max.hi-ho.ne.jp

多岐な問題点

# 会計年度任用職員

## 2020年度導入に向けて

2020年度から自治体の新たな非常勤職員の区分となる「会計年度任用職員」制度が始まる。非常勤・臨時職などの職種からの洗い出し、関連条例の制定や人事・給与システムの改修といった準備が進んでいるが、問題点が少なくない。連合通信(2017/03/14)に掲載された『一時金支給』を喜べるか/地公法・自治法改正案の問題点」を2回に分けて転載する。

### (1) 会計年度任用職員って何？ 働く者の願いに応えず

改正案のポイントは、任用(雇用)根拠を法律で明確に定めるという点です。

現在は、特別職非常勤職員(地公法3条の3の3)、一般職非常勤職員(同17条)、臨時職員(同22条)と根拠がバラバラ。しかも、17条については明文規定がなく、解釈で任用できるとしているだけで、あいまいさが以前から指摘されてきました。

自治体によっても対応が異なり、同じ保育

牛久市議会第1回定例会

## 杉森議員の一般質問

### 傍聴のご案内

杉森議員の一般質問の日程と内容は以下の予定です。ぜひ傍聴に来てください。

予約不要で、どなたでも傍聴できます。

【日時】3月7日(水)午後3時半頃

【内容】1、原子力災害時における広域避難に関する協定

2、介護保険制度と生活援助の改定

士が、ある自治体では特別職、別の自治体では臨時職ということが珍しくありません。

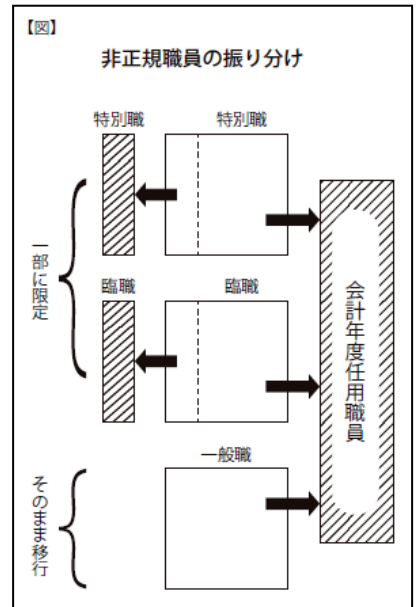
こういう状態を整理するため、非正規公務員の大部分を「会計年度任用職員」に移し変え、地公法(22条の2)に明記します【右図】。名称からも分かる通り、

期間は1年限り(次年度の再任用は可能)。正職員の労働時間と「同じ」か「短い」かを基準に、フルタイムとパートタイムの二つのパターンを想定しています。

政府は「働き方改革」で同一労働同一賃金など非正規労働者の処遇改善をうたい、「非正規という言葉がなくす」(安倍首相)とまで言いました。そうであれば、「官製ワーキングプア」と呼ばれる非正規公務員についても改善が必要です。働く者の願いに応えるには、任用根拠を整理した上で、どう処遇を改善するのが問われます。

### (2) 非正規にも一時金が出る？ 条例次第。賃下げの恐れも

新しい「会計年度任用職員」には、一時金(期末手当)が出るようになるという報道されています。確かに法案は自治法203条2の4項で、パートタイムの任用職員には「期末手当を支給することができる」と定めています(フルタイムの任用職員には給料や諸手当を支給)。



【表】

会計年度任用職員の処遇

	原則	例外
フルタイム	給与支払い義務 諸手当支払い可 (現行法改正)	/
パート	報酬支払い義務 (現行法通り)	

(地方自治法の規定)

自治省  
の原案で  
は、パートとフル  
タイムを  
区別せず  
一律に給  
料・諸手  
当を支給



するという内容でした。ところが、成案はパートだけを切り離し、期末手当に限って「支給できる」と後退させています【上表】。

それでも「出ないよりはまし」かもしれませんが。本当に一時金が支給されるかどうかですが、問題は二つ。

第一は「支給できる」という表現です。裏返せば、支給しなくてもいいわけで、自治体の条例次第。不支給は違法ではありません。

第二は、自治体によっては「一時金は出すが、賃金は減らす」などという姑息（こそく）な手を使う恐れがあることです。一時金を支給するからといって、国が財政措置を講じる

わけではめりません。自治体の持ち出しです。財政の苦しい自治体がコストを増やさないよう、職員の出勤日数を減らしたり、賃金を削ったりする可能性があります。

### (3) 長く働くことはできるの？ 雇い止めが広がる懸念も

非正規職員の強い要求は、賃金アップと雇用継続です。特に年度末に「次年度も働けるかどうか」と心配しなければならない状態を解消してほしいという願いは切実。実際、安易な雇い止めが行われるケースが少なくないためです。

法案はこの点を改善しているのでしょうか。答えは「ノー」です。従来も任用（雇用）期間は総務省通知で「原則1年以内」とされてきました。法案でも「最長1年」（会計年度の範囲内）であり、基本的な考え方は変わっていません。

心配されるのは、これまでの通知と違い、法律で「1年」と定めることの影響です。実際には再任用（民間の契約更新）を繰り返して長期に働いている人に対し、「法律で1年とされた」ことを根拠に雇い止めをするケースがあり得ます。そうならないよう、労働組合の監視・取り組みが不可欠です。

「1年」が独り歩きする恐れもあります。特に、公務員バッシングに熱心な議員がいる自治体では、組合の努力で獲得してきた労働条件への風当たりが厳しくならないか、懸念されます。「1年しか働かない職員に対して退職金や経験加算給（民間の定期昇給）を支払うのはおかしい」という声が上がりがねないのです。

(次号に続く)

2011年3月の福島原発事故から7年、いまだ事故による5万人を超える被災者が、苦しい避難生活を余儀なくされています。一方、国は被災者への支援の打ち切りを進め、不安の残る故郷へ帰還させようとしています。加えて廃炉費用の拡大、増加する汚染水などの問題が山積し、事故の収束はいまだ見通しが立っていません。そのような中で安倍政権は、原発再稼働や核燃料サイクルなど、原子力推進政策をやめようとしません。私たちは、脱原発社会をめざすため、被災者とともに大きな声を上げます。

**2018年3月21日 春分の日**  
 代々木公園B地区 (山手区「手塚」(原宿駅) 地下鉄千代田線「代々木公園駅」(後援: 代々木公園))  
 11:30 出店ブース開店  
 12:30 開会 野外ステージコンサート  
 13:30 発言  
 呼びかけ人から: 鎌田慧さん(ルポライター) 落合恵子さん(作家)  
 福島から: ひだんれん 被曝労働者から 自主避難者から 韓国から  
 戦争させない9条を守る! 桜がかり行動実行委員会から ほか  
 15:00 デモ出発 経路: 三軒茶屋 - 代々木公園 - 代々木公園駅 - 代々木公園B地区  
 ※ステージ上のトークは手話通訳があります。

いのちを守れくらしを守れフクシマと共に

3.21 さようなら

**原発**

集全国

●集会同僚のお願い  
 本集會に賛同をお願いいたします。賛同いただいた方には、当日の集會プログラムへ掲載させていただきます。郵便振替用紙・通信欄に「3・21さようなら原発集會賛同」と明記のうえ、下記にお振込みください。  
 口座番号: 00100-8-663541 加入者: フォーラム平和・人権・環境 個人1口 1,000円 / 団体1口 3,000円

主催: 「さようなら原発」一千万署名 市民の会  
 内閣府、大川内閣府、国土交通省、環境省、水産庁、農林水産省、消費者庁、労働部会  
 協力: 戦争させない9条を守る! 桜がかり行動実行委員会  
 連絡先: さようなら原発1000万人アクション事務局  
 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館1F 原水禁付 TEL: 03-5269-8224  
 Email: sayonara.nukes@gmail.com http://sayonara.nukes.jp/ (「さようなら原発」で検索)